

ぎふ清流GAP評価制度等のPR資材貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、ぎふ清流GAP評価制度等のPRのために県が作成した資材（以下「PR資材」という。）の貸与及び使用に関し、必要な事項を定める。

(使用基準等)

第2条 貸与するPR資材は、次の各号の場合に使用できるものとする。

- (1) ぎふ清流GAP評価制度実施要綱第8条による評価生産者でAdvance（総合得点600点以上かつ評価4がない）又は国際水準GAPガイドライン全項目の遵守の評価を受けた者が、農場等のPRや評価を受けた品目の農林産物（以下「評価農林産物」という。）の販売促進等を行う場合
- (2) 「ぎふ清流GAPパートナー」登録要領第2条によるぎふ清流GAPパートナーが評価農林産物の販売促進等を行う場合
- (3) 農業者を支援する関係機関がぎふ清流GAP評価制度等のPRを行う場合

2 貸与するPR資材は、別記1及び別記2に記載のものとする。

3 貸与するPR資材の使用にあたっては、ぎふ清流GAP評価制度、評価農林産物等の情報が消費者等へ正確に伝わるように、適切に使用し、管理すること。

(貸与申請と許可、報告)

第3条 PR資材の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の貸与申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請内容が適正であると認めるときはこれを許可し、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

3 PR資材の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）販売イベント等におけるPR資材の使用実績を貸与期間の満了日又は、貸与期間の含まれる年度の3月31日までのいずれか早い日までに別記様式第3号により県へ報告するものとする。

(貸与期間及び返納)

第4条 PR資材の貸与を受けることができる期間は次の各号のとおりとする。

(1) 別記1のPR資材の場合は、1年とする。ただし、貸与期間満了の日までに双方からの申し出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様の取扱いとする。

(2) 別記2のPR資材の場合は、別記様式第2号に記載された期間とする。

2 借受者は、別記1のPR資材の場合は使用後速やかに、別記2のPR資材の場合は貸与期間の満了日から14日以内に、別記様式第4号により知事に届けるとともに、PR資材を返納するものとする。

(貸与台帳等)

第5条 農産園芸課長は、別記様式第5号によりPR資材貸与台帳を作成し、貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(貸与許可の取消し等)

第6条 知事は、貸与期間中にPR資材等の使用・管理が不適切であると認めるときは、貸与の許可を取り消し、別記様式第6号により借受者にPR資材の返納を求めるものとする。

(管理)

第7条 借受者は、貸与期間中に貸与されたPR資材を自己の責任において管理するとともに、その保全に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月28日から施行する。